

岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領

制定：平成30年10月1日
岐阜県健康福祉部高齢福祉課

1 目的

この要領は、介護保険施設等において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故、虐待、火災、入所者等の行方不明、法人役員・職員による法令違反・不祥事等が発生した場合の、介護保険施設等の事業者から県への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生要因や事故対応及び再発防止策を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び介護保険施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象施設・事業所

報告の対象となる介護保険施設等は以下のとおりとする。
ただし、県所管のものに限る。

- ・老人福祉施設
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター
- ・介護保険施設
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
- ・介護サービス事業所（介護予防サービスを含む）
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

3 報告の範囲

介護保険施設等は、次の場合、所管する県事務所福祉課又は岐阜地域福祉事務所（以下「県事務所福祉課等」という。）へ報告すること。

- (1) サービス提供中の利用者の事故等（医療機関を受診又は入院に限る）
 - （注1）「事故等」とは、利用者自身や第三者に起因するものを含み、施設側の過失の有無は問わない。例えば、利用者自身による異食も含む。
 - （注2）利用者が病気により死亡したと考えられる場合であっても、死因に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。
 - （注3）「サービス提供中」とは、施設内における事故のほか、送迎、通院、レクリエーション中の施設外の事故を含む。
- (2) 虐待案件（疑いがあるものを含む）
- (3) 火災
- (4) 入所者等の行方不明
- (5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事等（利用者からの預り金の横領、個人情報等の紛失等）

なお、「食中毒・感染症」に関する報告については、「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル（健康福祉部）」の「食中毒・感染症等対応マニュアル」によることとする。

4 報告期限及び報告事項

報告対象	報告期限	報告事項
(1) サービス提供中の利用者の事故等 ・死亡 ・重症（入院期間が1月を超えると見込まれるもの等）	・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
・上記以外	・発生（発見）から1週間以内に報告	・様式1-3による
(2) 虐待（疑いを含む）	・発生（発見）から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生（発見）から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生から24時間以内に報告	・様式2-1（総括表）による 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2（個票）による
(4) 入所者等の行方不明	・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式3による
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・発生（判明）から24時間以内に第一報を報告	・任意様式

【参考】

報告対象	報告期限	報告事項
○食中毒・感染症	○下記に達した場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」の以下の様式による ※1 ・様式2-1 ・様式2-2 ・様式3-1 ・様式3-2
○災害	・速やかに報告	・参考様式「被災状況報告」による ※2 (岐阜県高齢福祉課ホームページ「災害発生時における被災状況の県への報告等について」)

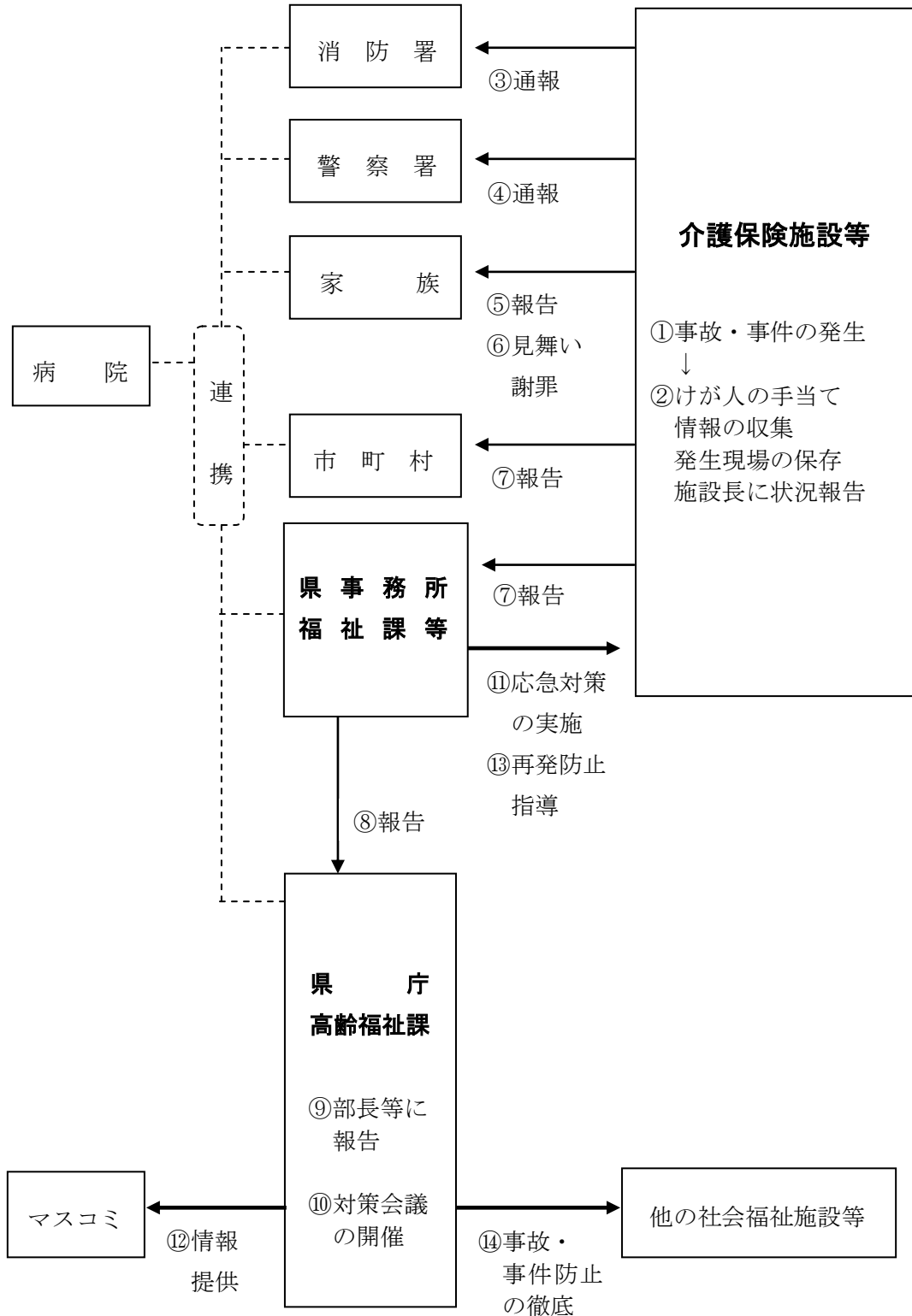
※1 社会福祉施設等内事故・事件等マニュアル

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/horei/11221/shisetsu-jiko.html>

※2 災害発生時における被災状況の県への報告等について

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/horei/11215/hisaijokyo_houkoku.html

(2) 対応イメージ図



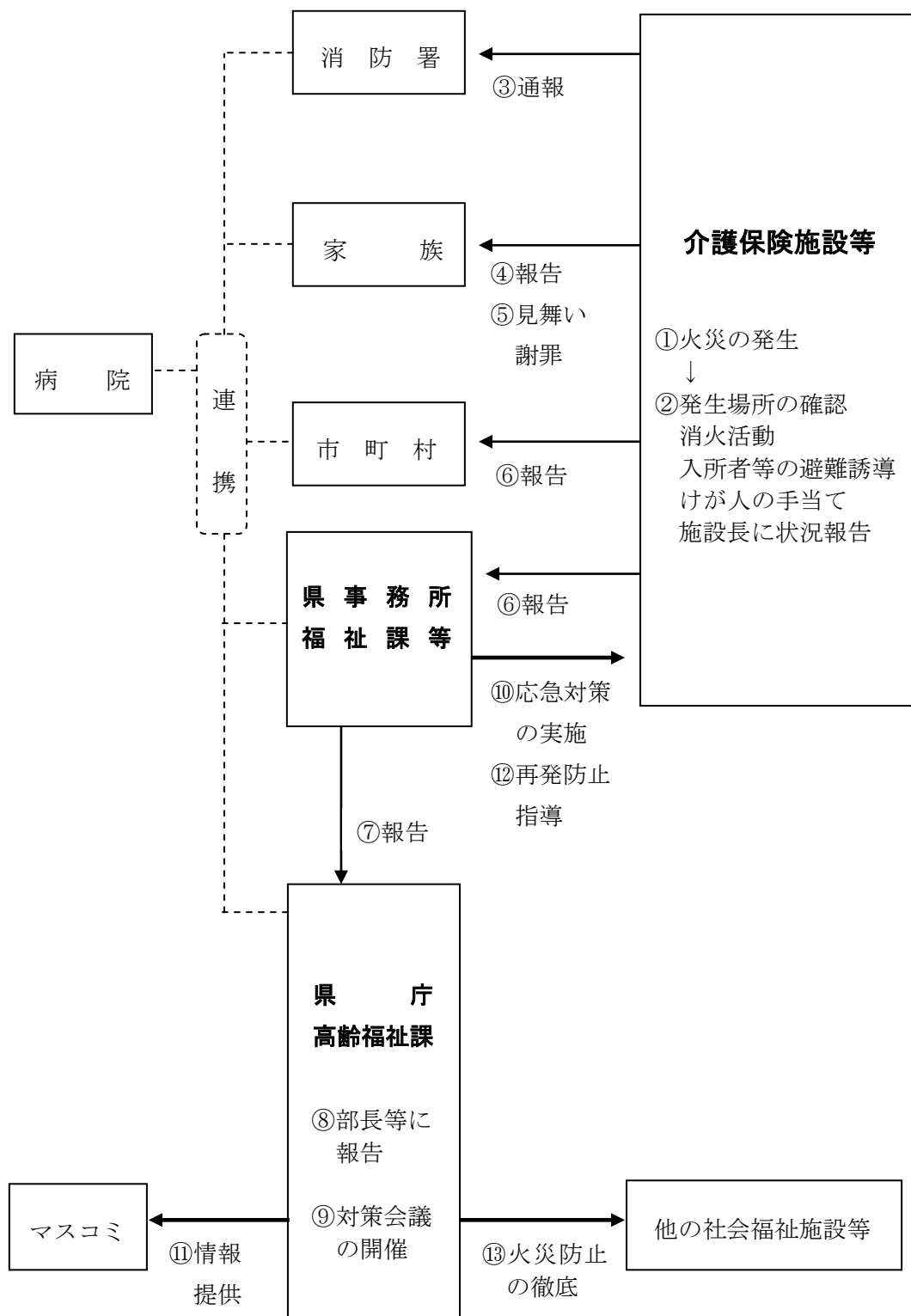
【火災の場合】

(1) 対応について

※実施順序は、施設等の状況に合わせて適宜調整ものとする

施設内において火災が発生した場合の対応		対応日時
施設	①火災の発生	月 日 時 分
	②・発生場所の確認。 ・初期消火活動、入所者等の避難誘導を行う。 ・けが人の手当て等を行う。 ・施設長（管理者）に状況を報告する。	
	③消防署に通報し、消防車・救急車の出動を要請する。 〇〇消防署 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
	④死亡又はけがをされた入所者等の家族へ報告を行い、火災発生の経緯及び発生時の状況等の説明を行う。	
	⑤施設長等は早急にお見舞いと謝罪を行う。	
	⑥市町村及び県事務所福祉課等に報告する。 ※火災の発生報告→ 様式2-1、2-2 〇〇市町村 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県事務所福祉課 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
等	⑦県事務所福祉課が県庁高齢福祉課に報告する。	
	⑧県庁高齢福祉課が健康福祉部長、次長及び危機管理担当者（健康福祉政策課）に報告する（軽易な事案を除く。）。	
	⑨必要に応じて対策会議を開催し、対応について協議する。	
	⑩県事務所福祉課等が現場確認、聴き取り等を行い、県庁高齢福祉課・消防署と連携して解決に向けた応急対策を実施する。	
	⑪マスコミからの要求等に対して、適切な情報提供を行う。	
	⑫原因を究明し、当該施設等に対し再発防止を指導する。	
	⑬他の介護保険施設等に対して火災防止の徹底を図る。	

(2) 対応イメージ図



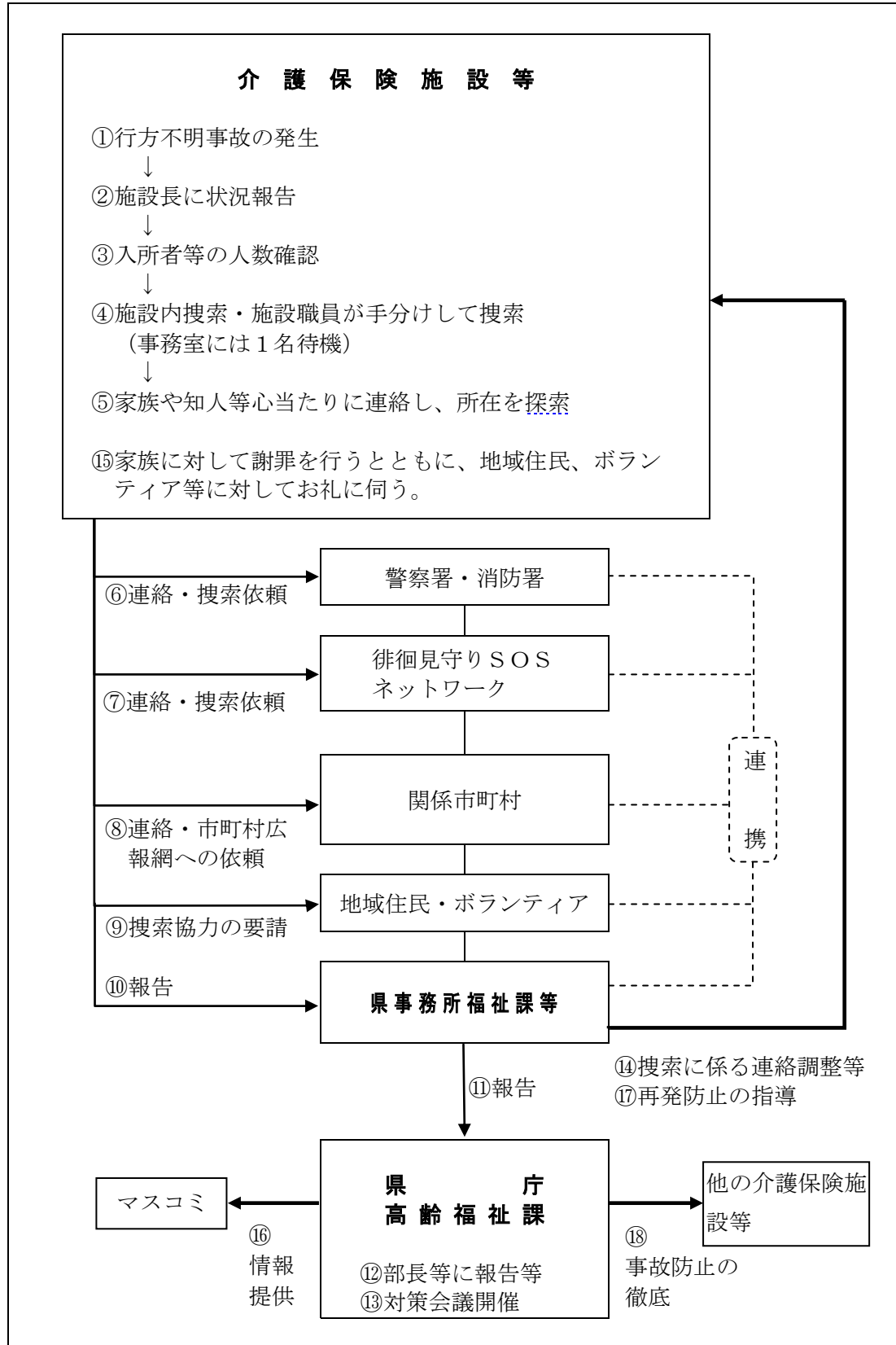
【入所者等の行方不明の場合】

(1) 対応方法について

※項目や実施順序は、施設等の状況に合わせて適宜調整ものとする

行方不明が発生した場合の対応		対応日時
施設等	①行方不明の発生	月 日 時 分
	②施設長に状況を報告する。	
	③入所者等の人数確認を行う。	
	④施設内搜索・施設職員が手分けして搜索する。 (事務室には1名待機)	
	⑤家族や知人等、心当たりの所へ連絡し、所在を探索する。	
	⑥警察署及び消防署に通報し、搜索を依頼する。 ○○警察署 TEL : ○○○-○○○-○○○○ FAX : ○○○-○○○-○○○○ ○○消防署 TEL : ○○○-○○○-○○○○ FAX : ○○○-○○○-○○○○	
	⑦徘徊見守りSOSネットワーク等に連絡し、搜索を依頼する。	
	⑧市町村に連絡するとともに、広報網への依頼 ○○市町村 TEL : ○○○-○○○-○○○○ FAX : ○○○-○○○-○○○○	
	⑨地域住民やボランティアに、捜査への協力要請を行う。	
	⑩介護保険施設等は、県事務所福祉課等に報告する。 ※入所者等の行方不明報告 → 様式3 ○○県事務所福祉課 TEL : ○○○-○○○-○○○○ FAX : ○○○-○○○-○○○○	
県	⑪県事務所福祉課等が県庁高齢福祉課に報告する。	
	⑫県庁高齢福祉課が健康福祉部長、次長及び危機管理担当者（健康福祉政策課）に報告する（軽易な事案を除く。）。	
	⑬必要に応じて対策会議を開催し、対応について協議する。	
	⑭県事務所福祉課等が県庁高齢福祉課と連携して搜索に係る連絡調整等を行う。	
施設	⑮施設長等は、家族に謝罪するとともに、捜査に協力した地域住民、ボランティア等に対してお礼に伺う。	
県	⑯マスコミ等の要求に対して、適切な情報提供を行う。	
	⑰原因を究明し、当該施設等に対し再発防止を指導する。	
	⑱他の介護保険施設等に対して事故防止の徹底を図る。	

(2) 対応イメージ図



<参考> 社会福祉施設等内事故・事件等マニュアル（岐阜県健康福祉部）

(抄)

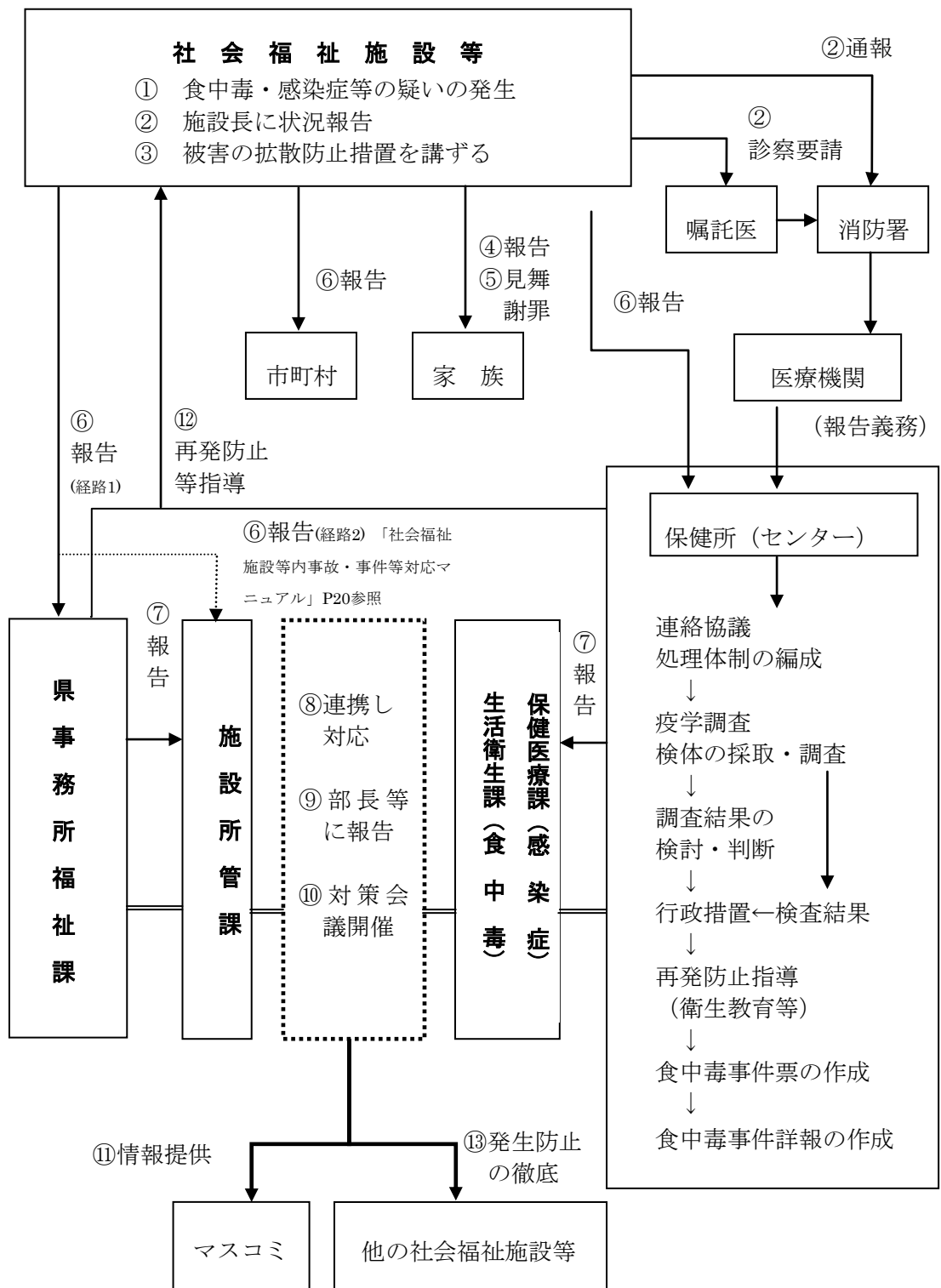
【食中毒・感染症等が発生した場合】

(1) 対応方法について

施設内において食中毒・感染症等が発生した場合の対応		対応日時
施設等	①食中毒・感染症等の疑いの発生	月 日 時 分
	② ・施設長に状況を報告する。 ・消防署に通報し、救急車を要請する。医療機関に通報する (嘱託医が設置されている施設にあっては、診察を要請)。 〇〇消防署 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	③被害の拡散防止措置を講ずる。	
	④被害を受けた入所者等の家族に報告する。	
	⑤施設長等が早急にお見舞いと謝罪を行う。	
	⑥市町村、県事務所福祉課、保健所等に報告する。 【報告基準】 ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 (平成17年2月22日付け厚生労働省通知より) ※イの考え方について ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してから累積の人数ではない。 (高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月 厚生労働科学特別研究事業作成)より) ※ウの活用について 「ア及びイ」は、社会福祉施設等からの報告数値の目安を示したものであり、その基準に達するまで報告する必要がないというものではない。施設等において、複数の者が嘔吐や下痢などの感染症・食中毒の発生が疑われる症状を示した場合は、適宜報告(又は、その状況について管轄の保健所に相談するとともに、県事務所福祉課に情報提供)していただきたい。	
※報告 インフルエンザ患者の発生 → 様式2-1 インフルエンザ患者の死亡 → 様式2-2 食中毒、感染症等患者の発生 → 様式3-1 食中毒、感染症等患者の死亡 → 様式3-2 〇〇市町村 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

	○○県事務所福祉課 TEL : ○○○-○○○-○○○○ FAX : ○○○-○○○-○○○○ ○○保健所 TEL : ○○○-○○○-○○○○ FAX : ○○○-○○○-○○○○	
県	⑦県事務所福祉課が県庁の施設所管課に報告する。 保健所は県庁の感染症（食中毒）所管課に報告する。 ○○○○課 TEL : ○○○-○○○-○○○○ FAX : ○○○-○○○-○○○○	
	⑧施設所管課と生活衛生課又は保健医療課は連携して対応する。	
	⑨健康福祉部長、次長及び危機管理担当者（健康福祉政策課）に報告する（軽易な事案を除く。）。	
	⑩必要に応じて対策会議を開催し、対応について協議する。	
	⑪県事務所福祉課及び保健所（センター）を通じて正確な情報把握に努め、マスコミからの要求等に対して、適切な情報提供を行う。	
	⑫県事務所福祉課が保健所（センター）と連携して原因を究明し、当該施設等に対して再発（拡大）防止等を指導する。	
	⑬施設所管課又は健康福祉政策課（社会福祉施設等全般に関係する場合）が、生活衛生課又は保健医療課と協議し、他の社会福祉施設等に対して発生防止の徹底を図る。	

②対応イメージ図



※食中毒・感染症等の場合、法令に基づき医療機関から保健所に報告が行われることとなっているが、的確かつ早期に各種対策を講じる必要があることから、社会福祉施設等から市町村や県事務所福祉課などにも直接報告をもらうこととする。